四八月取ノアイル海(半示)	【川氏硃・川氏保】		
個人情報ファイルの名称	国民年金被保険者台帳		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課市民係		
個人情報ファイルの利用目的	国民年金被保険者の異動・免除 書・免除申請書等の発行を行う	申請の記録を管理し、異動報告	
記録項目	被保険者氏名・生年月日・住所等 異動日及び異動事由 免除申請記録等		
記録範囲	20 歳以上の国民年金被保険者等	ir F	
記録情報の収集方法	住民異動届・国民年金異動届に	より、住民基本台帳により登録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	全項目	全項目	
記録情報の経常的提供先	垂水市印鑑登録条例に基づく		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

個人情報ファイルの名称 振水市長 振水市長 一次機関等の名称 張水市長 一次機関等の名称 東水市長 一次 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	個人情報ノブイル海(早景)	【印氏硃•印氏徐】		
古民議市民係 市民議市民係 市民議市民係 市民議市民係 市民議市民係 南田 南田 南田 南田 南田 南田 南田 南	個人情報ファイルの名称	福祉年金受給者台帳	福祉年金受給者台帳	
をつかさどる組織の名称	行政機関等の名称	垂水市長		
断得等操性に利用。※現在は利用(情報操件)なし 交給者氏名・生年月日・住所等		市民課市民係		
記録範囲 福祉年金等受給者 (システム開始時) 記録情報の収集方法 現況届時、必要事項を住民基本台帳及び所得情報から作成 要配慮個人情報が含まれるときは、その 自 記録情報の経常的提供先 日本年金機構 ※現在は利用(情報提供)なし (名 称) 垂水市役所総務課人事行政係 (所在地) 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 番地 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 (政策等60条第2項第1号(東京処理ファイル)取令第21条第7項に該当するファイル 口有 口無 する個人情報ファイルの程別 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 (実施なし) (実施なし) (実施なし) (実施なし) (実施なし) (実施なし)	個人情報ファイルの利用目的			
記録情報の収集方法 現況届時、必要事項を住民基本台帳及び所得情報から作成 要配慮個人情報が含まれるときは、その 自	記録項目	受給者氏名・生年月日・住所等		
要配慮個人情報が含まれるときは、その 自	記録範囲	福祉年金等受給者(システム開	始時)	
全項目	記録情報の収集方法	現況届時、必要事項を住民基本	台帳及び所得情報から作成	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		全項目		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 (所在地) 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 ②法第60条第2項第1号	記録情報の経常的提供先	日本年金機構 ※現在は利用(情報提供)なし		
による特別の手続等				
個人情報ファイルの種別				
する個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	個人情報ファイルの種別	(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する		
組織の名称及び所在地		非該当		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 (実施なし) 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		(実施なし)		
する提案を受ける組織の名称及び所在地	行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
する提案をすることができる期間 (実施なし) 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		(実施なし)		
ているときはその旨		(実施なし)		
備考		_		
	備考			

個人情報 ノブイル海(単宗)	【川氏硃・川氏馀】		
個人情報ファイルの名称	MNCたるたるチケット台帳	MNCたるたるチケット台帳	
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課市民係		
個人情報ファイルの利用目的	垂水市たるたるおでかけチケッする。	ットの交付に関する業務を管理	
	氏名, 生年月日, 性別, 住所等		
記録項目			
記録範囲	個人番号カードを取得した人		
記録情報の収集方法	住基ネットを利用し、全国の住 う。	民基本台帳により各種業務を行	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	全項目		
記録情報の経常的提供先	なし		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係		
在地	(所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
四八 千成 ファイ 7007 生 70	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

個人情報ファイルの名称 個人番号カード管理算	個人情報 ノブイル海(単宗)	【川氏硃・川氏馀】		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	個人情報ファイルの名称	個人番号カード管理簿		
# 大談当	行政機関等の名称	垂水市長		
記録項目		市民課市民係		
記録範囲 個人番号カードを申請した人 記録情報の収集方法 住法ネットを利用し、全国の住民基本台帳により各種業務を行 う。 空配慮個人情報が含まれるときは、その 信 記録情報の経常的提供先 なし (名 称) 垂水市役所総務課人事行政係 西提及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの申請・交付に	関する業務を管理する。	
記録情報の収集方法	記録項目	申請者氏名,住所,通知カード返納の有無,申請日,交付日等		
記録情報の収集方法				
記録情報の収集方法 う。 要配慮個人情報が含まれるときは、その 自	記録範囲	個人番号カードを申請した人		
全項目 全項目 全項目 公し 公し 公し 公し 公し 公し 公し 公	記録情報の収集方法			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 (名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 (所在地) 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地 (正よる特別の手続等	記録情報の経常的提供先	なし		
(所在地) 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地	開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係		
による特別の手続等	在地	(所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地		
個人情報ファイルの種別				
政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	個人情報ファイルの種別			
する個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地 行政機関等匿名加工情報の概要 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 「実施なし)	四八 青秋 ク ア 1 7007性 / 2 1			
組織の名称及び所在地 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 に録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 (実施なし)		非該当		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 (実施なし) 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		(実施なし)		
する提案を受ける組織の名称及び所在地 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 (実施なし) 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	行政機関等匿名加工情報の概要	 (実施なし)		
する提案をすることができる期間 (実施なし) 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		 (実施なし)		
ているときはその旨		(実施なし)		
備考		_		
	備考			

【市民課・市民係】

	I II I TOWN	
個人情報ファイルの名称	住基ネットシステム	
行政機関等の名称	垂水市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	住基カード,個人番号カード及び広	域住民票発行等に関する業務
	全国の住民基本台帳	
記録項目		
記録範囲	住民基本台帳に記録された人	
記録情報の収集方法	住基ネットを利用し、全国の住民基本台帳により各種業務を行 う。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	全項目	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係	
在地	(所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
四八 和 ファイ ルの/性 / リ	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		

四八月秋ノアイル海(半示)	【川氏硃・川氏保】	
個人情報ファイルの名称	印鑑登録台帳	
行政機関等の名称	垂水市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録事務,登録証及び証明	書の発行を行うため。
	登録印影,氏名(旧氏),生年月	月日,住所
記録項目		
記録範囲	印鑑登録申請を行った市民分	
記録情報の収集方法	登録者及び住民基本台帳により	登録
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	全項目	
記録情報の経常的提供先	垂水市印鑑登録条例に基づく申請者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係	
在地	(所在地) 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
1回人1月刊ファイルの作品が	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		

【市民課・市民係】

	I III TOWN	
個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	垂水市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民異動等により住民基本台帳	の作成・管理をする。
	住所・氏名・生年月日・世帯主	・続柄・本籍・異動日等
記録項目		
記録範囲	住民基本台帳に記録された人	
記録情報の収集方法	異動届等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	全項目	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係	
在地	(所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		

【市民課・市民係】

	I II I TOWN		
個人情報ファイルの名称	戸籍受附帳(平成 18 年まで)		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課市民係		
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務		
記録項目	本籍、筆頭者、各氏名、生年月日、父母との続柄、性別、出生・ 婚姻・離婚・縁組・離縁等の戸籍法で定められている記載すべ き各事項や項目		
記録範囲	戸籍法で定められている記載す	べき各事項や項目	
記録情報の収集方法	戸籍届出及び戸籍訂正	戸籍届出及び戸籍訂正	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	全項目		
記録情報の経常的提供先	戸籍法による請求による(情報公開できない記録)		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

【市民課・市民係】

	I II TOWN II TOWN		
個人情報ファイルの名称	戸籍・除籍・原戸籍・戸籍受附	帳(平成 18 年から)	
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課市民係		
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務		
記録項目	本籍、筆頭者、各氏名、生年月日、父母との続柄、性別、出生・ 婚姻・離婚・縁組・離縁等の戸籍法で定められている記載すべ き各事項や項目		
記録範囲	戸籍法で定められている記載す	べき各事項や項目	
記録情報の収集方法	戸籍届出及び戸籍訂正	戸籍届出及び戸籍訂正	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	全項目		
記録情報の経常的提供先	戸籍法による請求による(情報公開できない記録)		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

【市民課・市民係】

	I II I TOWN		
個人情報ファイルの名称	戸籍見出し簿		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課市民係		
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務		
記録項目	本籍、筆頭者氏名、編製及び除籍年月日戸籍法で管理される見出し項目		
記録範囲	本籍、筆頭者氏名、編製及び除	籍年月日戸籍法で管理される	
記録情報の収集方法	戸籍届出及び戸籍訂正	戸籍届出及び戸籍訂正	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	全項目		
記録情報の経常的提供先	なし		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

	I II I I I I I I I I I I I I I I I I I	
個人情報ファイルの名称	戸籍・除籍・原戸籍・見出し	
行政機関等の名称	垂水市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務	
記録項目	本籍、筆頭者、各氏名、生年月日等の戸籍法で定められている 見出し項目	
記録範囲	戸籍法で定められている 記録項目	
記録情報の収集方法	戸籍届出及び戸籍訂正	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	全項目	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係	
在地	(所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □ 次 第 2 1 条第 7 項に該当する ファイル □ 有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_	
備考		

【課名・係名】市民課 相談係

		THREE	
個人情報ファイルの名称	申込書発送者一覧	申込書発送者一覧	
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課 相談係		
個人情報ファイルの利用目的	交通災害共済加入申込書発送の	ため	
記録項目	1世帯番号、2世帯主氏名、3住所、4宛名番号、5氏名、6生年月日		
記録範囲	市民		
記録情報の収集方法	住民基本台帳	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨			
備考			

作成日(最終修正日):令和 年 月 日

【課名・係名】市民課 相談係

		THREE	
個人情報ファイルの名称	加入者証発送者一覧		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課 相談係	市民課 相談係	
個人情報ファイルの利用目的	交通災害共済加入者証発送のた	Ø	
記録項目	1世帯番号、2宛名番号、3氏名、4住所、5宛名番号、6氏名、7生年月日		
記録範囲	交通災害共済加入者		
記録情報の収集方法	本人、振興会、住民基本台帳		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	含まない	
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 垂水市役所総務課人事行政係 (所在地) 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

作成日(最終修正日):令和 年 月 日

【課名・係名】市民課 相談係

		THREE
個人情報ファイルの名称	加入者明細表	
行政機関等の名称	垂水市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課 相談係	
個人情報ファイルの利用目的	交通災害共済加入者確認のため	
記録項目	1 振興会名、2 世帯番号、3 宛名番号、4 氏名、5 性別、6 生年月日	
記録範囲	交通災害共済加入者	
記録情報の収集方法	本人、振興会、住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 垂水市役所総務課人事行政係 (所在地) 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	I
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		

作成日 (最終修正日):令和 年 月 日

【課名・係名】市民課・国保係

個人情報ファイルの名称	特定健診・長寿健診受診票該当者一覧		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	特定健診、長寿健診事務におけ 用する。	特定健診、長寿健診事務における適切な受診券発送のために利 用する。	
記録項目	1 対象者情報(整理番号、被保険者番号、氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、性別、世帯番号、世帯主氏名、郵便番号、住所、行政区)、2 電話番号、3 国保加入日、4 受診券整理番号、5 受診券有効期限、6 肝炎対象		
記録範囲	40歳以上の国民健康保険被保 険者(長期入院、施設入所等の	験者、後期高齢者医療保険被保 除外者を除く)	
記録情報の収集方法	本人、特定健診等データ管理システム (e-AFFECT)		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

【課名・係名】市民課・国保係

個人は扱うノールな(十六)		四
個人情報ファイルの名称	特定健診・長寿健診結果通知書一覧	
行政機関等の名称	垂水市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係	
個人情報ファイルの利用目的	特定健診、長寿健診事務におけ 利用する。	る適切な受診結果報告のために
記録項目	1対象者情報(整理番号、氏名、生年月日・年齢、世帯主名、 保険)、2電話番号、3受診券整理番号、4受診日、5医療機 関、6保健指導レベル・メタボ判定	
記録範囲	特定健診、長寿健診を受診した	者
記録情報の収集方法	本人、特定健診等データ管理シ	ステム (e-AFFECT)
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		

【課名・係名】市民課・国保係

個人情報ファイルの名称	特定健診未受診者名簿		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	複合健診に関する事務における に利用する	る適切な案内ハガキ送付のため	
記録項目	1対象者情報(整理番号、被保険者番号、氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、性別、世帯番号、世帯主氏名、郵便番号、住所、行政区)、2電話番号、3国保加入日、4受診券整理番号、5受診券有効期限		
記録範囲	当年度まだ特定健診を受診して	いない国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、特定健診等データ管理システム (e-AFFECT)		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 垂水市役所総務課人事行政係 (所在地) 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨			
備考			

【課名・係名】市民課・国保係

個人情報ファイルの名称	糖尿病管理台帳	
行政機関等の名称	垂水市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係	
個人情報ファイルの利用目的	糖尿病性腎症重症化予防事業の	ために利用する
記録項目	1対象者情報(整理番号、被保険者番号、氏名、カナ氏名、年齢、性別、住所、行政区)、健診データ、レセプト情報	
記録範囲	特定健診受診者で、HbA1c6.5℃	人上の者
記録情報の収集方法	 鹿児島県国保連合会新医療費分 	析システム
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 垂水市役所総務課人事行政係 (所在地) 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		

個人情報ファイル溥(単宗)	【課名・係名】巾氏課・国保係
個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療住民情報システム
行政機関等の名称	垂水市長
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する事務を行うため。
記録項目	個人区分,宛名《漢字》,通称名(漢字》,本名通称名区分,外国人区分,生年月日年号,生年月日,性別,続柄,異動年月日,異動事由,世帯登録区分,住民年月日,消除年月日,現町名,現都道府県名,現市区町村名,現住所,転別,體不易,輕別,相所,現、在,現人区所,転入前市区町村名,現八,明、大住民所,転不留所,鬼、大田、大庄民所,転入前部道府県名,転入前市区町村名,転入前,在公司、大生民居,短、大田、大庄民所,転入商、大田、大庄民所,或为人。大田、大庄民票。在留资格,在留期間,在留然了年月区分,状態、分分,世带番号,接侧会,住所等名,签付先后所,实名,送付先后所。实名,送付先生所,运行先生所。对代先生所,或和严重。这付先生所。对代、发行,发生,以对代,发行,发生,以对代,发生,以对代,发生,以对代,发生,以对代,发生,以对代,对、发行,以对、对、对、发行,以对、对、对、对、对、对、对、对、对、对、对、对、对、对、对、对、对、对、对、

記録範囲	65 歳以上で垂水市に住民票がある者及びその世帯に属する者, 県外の施設に入所し垂水市で被保険者資格を管理している者 及びその世帯に属する者		
記録情報の収集方法	本人,住民基本台帳システム	本人,住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	_		
記録情報の経常的提供先	鹿児島県後期高齢者医療広域連合, 厚生労働大臣(日本年金機構)		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	(名 称)垂水市役所総務課人	事行政係	
在地	(所在地)〒891-2192 鹿児島	県垂水市上町 114 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
1回入1月刊ノアイルの程力	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】市民課・国保係

四八月秋ノアイル海(年示)			
個人情報ファイルの名称	垂水市健康ポイント事業		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	垂水市健康ポイント事業実施要綱(平成30年3月29日告示第44 号)に基づく健康ポイント事業の実施		
記録項目	宛名番号, 世帯番号, カナ氏名, 氏名, 生年月日(和暦), 年齢, 性別(名称), 続柄名, 漢字世帯主名, 郵便番号, 住所, 振興会名, 発行禁止フラグ, 電話番号		
記録範囲	40歳以上の垂水市民		
記録情報の収集方法	本人,住民基本台帳システム	本人,住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	_		
記録情報の経常的提供先	垂水市スタンプ会 (垂水市商工会内)		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	(A) THE BEAUTIFE OF THE BEAUTI		
	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

【課名・係名】市民課・国保係

		四
個人情報ファイルの名称	国調整交付金に関する事務	
行政機関等の名称	垂水市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係	
個人情報ファイルの利用目的	国の調整交付金の算定資料	
記録項目	1被保険者番号、2疾病分類番号、3保険給付に関する情報(診療月、費用額)	
記録範囲	結核性疾病及び精神病に係る療	養を要する被保険者
記録情報の収集方法	レセプト情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	鹿児島県くらし保健福祉部国民健康保険課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		

【課名・係名】市民課・国保係

		国	
個人情報ファイルの名称	保険基盤安定負担金の交付申請に関する事務		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	保険基盤安定負担金の算定のため		
記録項目	1 納税義務者氏名、2 被保険者氏名、3 資格取得年月日、4 所得情報		
記録範囲	保険基盤安定負担金の算定のた 報	めの、国保税賦課世帯に係る情	
記録情報の収集方法	AD II	AD II	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	鹿児島県くらし保健福祉部国民健康保険課		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

【課名・係名】市民課・国保係

個人情報 クノール 寺 (千永)			
個人情報ファイルの名称	一般及び特別会計の歳入予算の調定・収入に関する事務		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	調定(督促手数料、延滞金)	調定(督促手数料、延滞金)	
記録項目	1課税情報(科目名、期別、宛名番号、氏名、識別番号)、2 督促手数料の額、3延滞金の額		
記録範囲	調定のための督促手数料又は延	滞金を支払った納税義務者	
記録情報の収集方法	AD II		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

個人情報ファイルの名称	高額療養費システム「e-kougak」		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	垂水市国民健康保険高額療養費	の支給事務を行うため。	
記録項目	診療年月,被保険者証番号,履歴番号,支給申請日,申請書発行区分,支給回数,世帯合算,多数該当,課税区分,支給決定日,支給決定額,決定番号,支払額合計,一部負担額計,限度額基礎,算定基礎額,負担限度額,高齡現物給付額計,世帯償還額合計,全額支払按分,所得区分,長期区分,一般老人,入外区分,保険種類,保険混合,宛名番号,明細連番,氏名漢字,医療機関コード,医療機関名,医療機関カナ名,医療費,公費負担額,その他負担額,保険者負担額,一部負担額,貸付確定日,貸付確定額,給付割合,負担割合,行政区,管轄,生年月日,年齡区分,申請区分,支給区分,外来限度額,外来償還額,若人個人合算額計,特例区分,個人合算適用後負担額		
記録範囲	垂水市国民健康保険加入者	垂水市国民健康保険加入者	
記録情報の収集方法	住民情報システム「COKAS-R/ADII」、国保総合システム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	高額療養費支給対象世帯		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地		
11.76			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
八	政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	
備考	

個人は扱う / 170分(十六/		国	
個人情報ファイルの名称	国保高額データ編集表		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	垂水市国民健康保険高額療養費の支給事務を行うため。		
記録項目	被保険者証番号、国保番号、世帯主番号、世帯主個人番号、世帯主カナ氏名、世帯主名、宛名番号、個人番号、カナ氏名、氏名、生年月日(和暦)、生年月日(西暦)、生年月日不明、年齢、性別、続柄、退職、介護、高齢、学遠、住所地特例区分、管轄コード、管轄、住記区分、状態区分、世帯番号、世帯識別、振興会コード(被保険者)、振興会名(被保険者)、郵便番号(被保険者)、住所町村名(被保険者)、佐所字名(被保険者)、番地(被保険者)、方書(被保険者)、宛名方書(被保険者)、国保政得年月日、国保取得年月日、国保取得年月日、国保取得事由、退職該当事由コード、退職該当事由コード、退職該当事由コード、退職該当事由コード、退職非該当事出年月日、介護該当事由コード、介護該当事由コード、介護該当事由コード、介護該当事由コード、介護該当事由コード、介護該当事由コード、介護該当事由コード、介護諸当年月日、高齢該当年月日、高齢該当年月日、高齢該当年月日、高齢該当年月日、高齢非該当年月日、京務表書、実診療年、実診療月、受診者名十医療機関名+入院・外来の区分、給付額		
記録範囲	垂水市国民健康保険加入者		
記録情報の収集方法	住民情報システム「COKAS-R/ADII」、国保総合システム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	高額療養費支給対象世帯		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地			
	(所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	

	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ☑無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	

個人情報ファイルの名称	高額療養費算定過程リスト		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	垂水市国民健康保険高額療養費	の支給事務を行うため。	
記録項目	保険者番号,保険者名,世帯番号,宛名番号,被保険者証記号,被保険者証記号,被保険者氏名,性別,生年年号,生年年,高齢受給者区分,世帯主氏名,処方箋交付医療機関コード,保険医療機関の上、関係の関係を表して、は、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、の		
記録範囲	垂水市国民健康保険加入者		
記録情報の収集方法	鹿児島県国民健康保険団体連合会 国保総合システム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	高額療養費支給世帯		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係		
	(所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地 		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	以令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	
備考	

	T		
個人情報ファイルの名称	国保総合システム(高額療養費)		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	垂水市国民健康保険高額療養費	の支給事務を行うため。	
記録項目	保険者番号,保険者名,世帯番号,宛名番号,被保険者証記号,被保険者証記号,被保険者氏名,性別,生年年号,生年年,高齢受給者区分,世帯主氏名,処方箋交付医療機関コード,保険医療機関コードの関連に関連に関連に関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関		
記録範囲	垂水市国民健康保険加入者		
記録情報の収集方法	住民情報システム「COKAS/R ADII」		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係		
	(所在地)〒891-2192 鹿児島 	県垂水市上町 114 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	ファイル □有 □無 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	
備考	

【課名・係名】市民課・国保係

個人情報ファイルの名称	垂水市国民健康保険高額療養費支給申請書		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	垂水市国民健康保険高額療養費の支給事務を行うため。		
記録項目	被保険者の記号番号、療養を受けた被保険者の氏名・生年月日・区分、世帯主との続柄、療養を受けた病院・診療所等の名称・所在地、療養を受けた機関、療養に対し病院等で支払った額、備考、合算した合計額、自己負担限度額、申請日、世帯主住所、世帯主氏名、高額療養費支給決定額、レセプト情報		
記録範囲	垂水市国民健康保険加入者		
記録情報の収集方法	鹿児島県国民健康保険団体連合	会「国保総合システム」 	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

四八月秋ノノイル舟(千木)		- DAKAK		
個人情報ファイルの名称	国保入院食事療養費・限度額適用 (国保総合システム)			
行政機関等の名称	垂水市長			
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係			
個人情報ファイルの利用目的	垂水市国民健康保険被保険者の 認定証の交付事務を行うため。	垂水市国民健康保険被保険者の限度額適用(・標準負担額減額) 認定証の交付事務を行うため。		
記録項目	年度(和暦),年度(西暦),被保険者証番号,国保番号,宛名番号,個人番号,カナ氏名,氏名,生年月日(和暦),生年月日(西暦),生年月日(西暦),生年月日不明,性別,住所地特例区分,振興会コード,振興会名,判定年月日,申告区分,収入金額計,市町村民税課非区分,総所得金額等,基準総所得金額,課税所得,自動更新区分(負担区分),負担区分(8月~次年度7月),自動更新区分(低所得区分),限度額適用区分(8月~次年度7月),自動更新区分(低所得区分),低所得区分(8月~次年度7月),自動更新区分(個人別低所得区分),個人別低所得区分(8月~次年度7月),合計所得金額,住民税経過措置区分,レセプト情報			
記録範囲	垂水市国民健康保険加入者			
記録情報の収集方法	国保総合システム			
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる			
記録情報の経常的提供先	申請者、鹿児島県国民健康保険団体連合会			
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	(///11年) 1 091-2192 配光局宗華小川上町 114 街地			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当			
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)			
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)			
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)			
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)			
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨				

備考	

四八月秋ノノイル舟(千木)			
個人情報ファイルの名称	国保入院食事療養費・限度額適用 (住民情報システム)		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	垂水市国民健康保険被保険者の限度額適用(・標準負担額減額) 認定証の交付事務を行うため。		
記録項目	年度(和曆),年度(西曆),被保険者証番号,国保番号,宛名番号,個人番号,力于氏名,氏名,生年月日(和曆),生年月日(西曆),生年月日不明,性別,住所地特例区分,振興会コード,振興会名,判定年月日,申告区分,収入金額計,市町村民税課非区分,総所得金額等,基準総所得金額,課稅所得,自動更新区分(負担区分),負担区分(8月~次年度7月),自動更新区分(低所得区分),限度額適用区分(8月~次年度7月),自動更新区分(低所得区分),低所得区分(8月~次年度7月),自動更新区分(個人別低所得区分),個人別低所得区分(8月~次年度7月),自動更新区分(個人別低所得区分),個人別低所得区分(8月~次年度7月),合計所得金額,住民稅経過措置区分		
記録範囲	垂水市国民健康保険加入者		
記録情報の収集方法	垂水市国民健康保険加入者		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	申請者、鹿児島県国民健康保険団体連合会		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	(7)(工地) I 091-2192		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		

備考	

【課名・係名】市民課・国保係

		四	
個人情報ファイルの名称	国民健康保険資格台帳システム		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の加入・脱退の事務を行うため。		
記録項目	1被保険者及び世帯主資格情報(氏名、氏名、住所、個人番号、 生年月日、年齢、性別、資格取得・喪失日、届出日、異動年月 日)、2マル学情報、3退職者医療資格情報、4介護資格情報、 5住所地特例情報、6特定同一世帯情報		
記録範囲	被保険者及びその世帯主		
記録情報の収集方法	本人、世帯主、親族、代理人、情報集約システム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	鹿児島県国民健康保険団体連合会、医療機関		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

【課名・係名】市民課・国保係

個人情報とノール符(十六)		国水水	
個人情報ファイルの名称	国保総合システム(給付情報)		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	療養の給付に関する事務を行うため。		
記録項目	1被保険者及び世帯主情報(氏名、生年月日)、2療養の給付情報、3国民健康保険資格情報		
記録範囲	被保険者及びその世帯主		
記録情報の収集方法	鹿児島県国民健康保険団体連合会		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 垂水市役所総務課人事行政係 (所在地) 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町 114 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

【課名・係名】市民課・国保係

四八円取フノール分(十六)		国	
個人情報ファイルの名称	国民健康保険資格台帳システム (療養費・出産育児一時金・葬 祭費の支給)		
行政機関等の名称	垂水市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課国保係		
個人情報ファイルの利用目的	療養費・出産育児一時金・葬祭費の支給に関する事務を行うため。		
記録項目	1被保険者、支給を受ける方の情報(氏名、生年月日、住所) 2療養の期間、3葬祭執行日、4支給金額、5申請年月日、6 支給決定日、7口座情報		
記録範囲	被保険者、支給を受ける方		
記録情報の収集方法	本人、世帯主、親族、代理人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	鹿児島県国民健康保険団体連合会		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)垂水市役所総務課人事行政係 (所在地)〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			